# 敦賀市立中郷小学校 いじめ防止基本方針

令和2年 4月 1日 令和5年 5月 1日改定 令和6年 3月 1日改定 令和6年12月13日改定 令和7年 4月 1日改定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

-福井県いじめ防止基本方針より-

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、 そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめ を認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な 影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。
- (4) いじめが生じた際は、全教職員が毅然とした姿勢で対応し、被害者を徹底的に守り抜き、全ての児童生徒が安全で安心して生活できる環境を守ることを最優先とします。

### 2 いじめの定義と判断

- ○「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な 影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)により、当該行為の対 象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。
- ○けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背 景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否 かを判断します。

# 3 いじめの防止等のための具体的取組み

- (1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育
  - 〇発達支持的生徒指導の推進
    - すべての児童を対象に、すべての教育活動において、児童が自発的・主体的に成長・発達する過程を支えます。

# ○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

#### ○人権教育の推進

人権教育を年間計画に従って計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

#### ○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動、校外学習等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

# ○人権教育の推進

人権週間を中心に、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

○幼保小接続・小中接続の推進

発達段階に応じて、規範意識等の醸成に努めるとともに、就学前のガイダンス等の機会を捉え、保護者に対するいじめの未然防止に係る取り組みを促します。

#### (2)学校評価への位置づけ

- ○校長は、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策の関 わる基本的な方針を定めます。
- ○校長は、いじめの防止等のための取り組み(環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、 個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)に係わる項目を学校評価に位置づ け、学校におけるいじめの防止等のための取り組みの改善に努めます。

#### (3) いじめの未然防止

#### ○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」 や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取り 組みを推進します。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○課題予防的生徒指導の推進

すべての児童を対象に、発達段階に応じて、スクールカウンセラーによるSOSの出し方に関する教育や警察署のひまわり教室、外部専門家によるいじめ予防授業などの教育プログラムを実施します。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行います。 保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行い、児童や保護者がインターネット 上のいじめ予防に向けた啓発に努めます。また、デジタルシティズンシップに関する指導 を推進します。

- ○教職員は、いじめに対する理解を深め、対応力を強化することを目的とした研修を行います。
- ○校長は、以下の児童を含め特に配慮が必要な児童について、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。
  - ・発達障害を含む、障害のある児童

- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる 児童
- ·LGBTQ に係る児童
- ・震災により被災した児童又はその影響により避難している児童
- ・感染症及びその影響を受けている児童

#### (4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの 兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○自己チェックの活用(心の天気、一日や一週間の振り返り等) 児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施(生活アンケート)

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任等による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○相談窓口の周知

学級担任に限らず、すべての教職員がいつでも相談を受ける姿勢であるとともに、その体制を児童に周知します。また、長期休業前には学年だよりや生徒指導だより等で、専門機関の相談窓口を児童と保護者に周知します。

○家庭や地域との連携

電話連絡や家庭訪問などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするととも にアンケート調査、聞き取り調査等を行いいじめの早期発見に努めます。また、地域の住民 や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さない ように努めます。

#### (5) いじめ事案への対処(事案対処)

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有し、「いじめ対応サポート班」による立 案、対応により組織的な対応で被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、指導を行います。 状況に応じていじめ 防止対策推進法第25条の適用、および第26条の法的根拠に伴う要請を行います。

スクールカウンセラーによるカウンセリングの機会や安心・安全を感じられる環境を提供するとともに、外部機関等の家族が相談可能な窓口を提供します。

○学習権の保障

教室での学習が難しい場合は、サポートルームでの学習、タブレットを活用した遠隔授業などに取り組み、いじめを受けた児童の学習権を保障します。

○学年・学級の児童への対応

学校や学級が「だれもが安心して過ごせる居場所」となっているかを、児童とともに見 直します。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

#### (6)いじめの解消

○いじめは、謝罪をもって解消したと安易に考えることのないようにします。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

#### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対するいじめの行為(心理的または物理的な影響を与える行為等)が止んでいる状態が相当の期間継続していること(少なくとも3か月を目安とする)。ただし、いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、校長の判断により、より長期の期間を設定します。校長は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定し状況を注視します。

# ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められることであり、校長または校長が適当と認めた者は、被害児童本人及びその保護者に対し、面接等により確認します。

校長は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通します。「いじめ対策サポート班」においては、いじめが解消するに至るまでの期間、被害児童への支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行します。上記のいじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、校長は、被害・加害児童については、日常的に注意深く観察します。

# (7) いじめによる重大事態への対処

- ○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。
- ・重大事態が発生した旨を市町教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、 市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

# 4 いじめの防止等のための組織

#### (1)いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催します。

(構成員)校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、その他学校長が必要と認めるもの

## (活 動)・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成

- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協 議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・いじめ防止基本方針の共有と恒常的見直し
- ・指導力向上を目的とした研修
- ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検
- ・記録の整理(5年間の保存)

# (2)いじめ対応サポート班

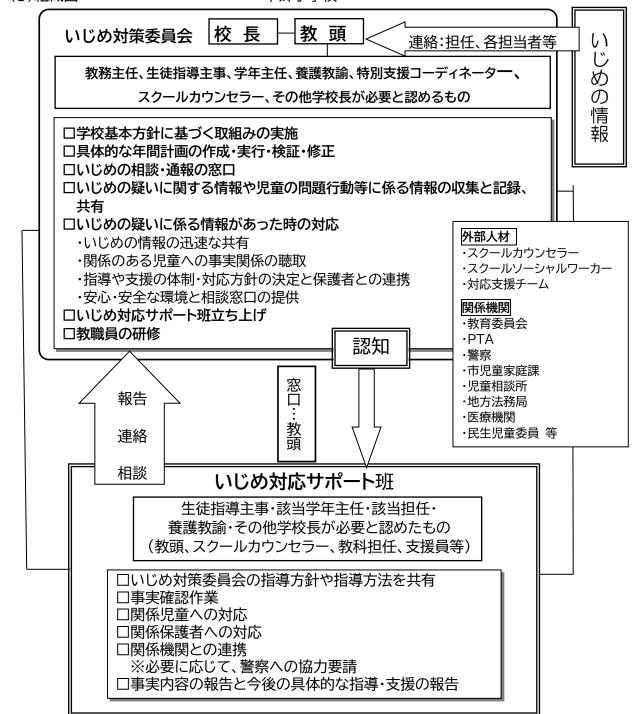
いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

(構成員)生徒指導主事、該当学年主任、該当担任、養護教諭、その他学校長が必要と認めるもの(教頭、スクールカウンセラー、教科担任、支援員等)

- (活 動)・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・個別面談による情報収集
- ・継続的な支援・保護者や地域との連携・記録の整理(5年間の保存)
- ・スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカー等の外部人材や、警察、 児童相談所などとの連携

#### (3)組織図

中郷小学校



# 5 いじめ対策の年間行動計画

# ①学級(居場所)づくり

年間に数回の現職教育を持ち、学級開きのあり方や、学級経営の進め方等について自主 研修会を持ち、誰もが自己有用感をもつことのできる学級経営を行う。

# ②授業研究会の実施

各担任が全員、年間 1 回以上の研究授業を公開する。またそれに伴う事前研究会や事後研究会を持つことで、教員の授業力の向上を図り、授業で活躍できる子どもを増やす。

# ③道徳教育の充実

年間指導計画に基づいて、積極的に体験活動やボランティア活動を取り入れ、 思いやり の心や、 認め合い、 学び合う心、 感謝の心を育てる。

# 【いじめ対策の年間行動計画】

# 敦賀市立中郷小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
	<b>教員の勤さ寺</b>	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定	入学式(1年)・保護者への啓発					
	職員会議	学級開き(居場所づくり)委員会・係決め					
4	・年間計画の周知						
月	校内研修会・特別支援教育の理解			以中川 13工 <del>1</del> 4		L	
		<b>従割り活動計画スタート</b> (異学年交流・絆づくり)					
	PTA 総会 ・保護者との信頼関係の 構築						
		国の「いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂					
	に係わる留意事項の周知徹底						
	いじめ対策委員会・各学級の状況把握	いじめの自己チェック 学級ごと通年で					
	合子級の状況指揮	アンケート調査					
	校内研修						
5	・学習の進め方・学習規律	<b>小さな親切運動 通年</b> (児童会・異学年交流・地域との交流・絆づくり)					
月						公園清掃	
	縦割り班会議・自主的な活動・絆づくり						
						宿泊学習 (絆づくり)	

